

生産性向上特別措置法と中小企業等経営強化法の固定資産税（償却資産）の特例措置について

	生産性向上特別措置法による特例措置	中小企業等経営強化法による特例措置
取得期間	先端設備等導入計画の認定日から令和3年3月31日まで	平成31年1月2日から平成31年3月31日までの間に経営力向上計画に基づき取得した一定の設備については、特例措置の対象となります
対象者	中小企業者のうち 先端設備等導入計画 の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村の導入促進基本計画に合致）を受けた中小事業者等（※1）	
対象地域	国から導入促進基本計画の同意を受けた市町村	〈参考〉
対象設備	生産性向上に資する指標（※2）が旧モデル比年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（取得価額／販売開始時期）】 ・機械装置（160万円以上／10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ・器具及び備品（30万円以上／6年以内） ・建物附属設備（60万円以上／14年以内）	中小企業等経営強化法による国等の支援措置 1. 税制措置 (1) 中小企業経営強化税制 (2) 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例 2. 金融支援 3. ものづくり補助金等で優先採択（審査時の加点） 4. 法的支援
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。中古資産でないこと	上記1～4の支援措置については、 中小企業庁ホームページの 「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」を ご覧いただくか、 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 TEL:076-432-5401までお問い合わせください
固定資産税 特例割合	ゼロ【対象年度：最大3年度分】	
国等の 支援措置	ものづくり補助金等で補助金の補助率増や優先採択、金融支援の措置	
設備の 取得	計画認定後に設備取得（必須）、認定後に設備の変更等がある場合には、変更申請し、認定を受けてからの取得となります	

※1 固定資産税の特例措置を受けることのできる「中小事業者等」とは、資本金額1億円以下の法人又は従業員数1,000人以下の個人事業主等です

※2 生産性向上の基準となる指標の例・・・「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」など

【問い合わせ先】

《固定資産税の特例措置について》	金沢市総務局資産税課償却資産係	TEL：076-220-2158
《先端設備等導入計画について》	金沢市経済局商工業振興課	TEL：076-220-2193
《国等の支援措置について》	中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局	TEL：076-432-5401